



管理運用業務の議決事項の整理

区分	審議	対象範囲	全資産
<h2>エグゼクティブサマリー</h2>			
<p>本年10月に改正された中期計画の記載を踏まえ、管理運用業務について次に掲げるものを議決事項としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none">①新たな運用手法のリスクが、既存の運用手法に比べ高い場合には、そのリスクを適切に管理することができるかをあらかじめ確認②アクティブ運用やオルタナティブ投資を一時に大きく増加させる場合には、あらかじめリスク管理が適切に行われるか確認③運用対象商品を拡大する場合には、被保険者の利益に資することを確認④経営委員会は運用受託機関等の選定ルールを定め、執行部の選定の場に監査委員が陪席するなど適切に監視⑤その他経営委員会が重要事項と判断するもの			
<h3>バックグランド</h3>	<h3>フィードバック期間及び検証方法</h3>	<h3>便益及びリスク</h3>	
<p>11月1日の経営委員会において、運用受託機関の総合評価の見直しを報告した際、その内容に一部議決すべき事項が含まれるとの指摘があり、改めて包括的に議決事項を整理するもの。</p>	<p>年度計画の記載事項とすることで、少なくとも毎年度1回検証</p>	<p>【便益】経営委員会と執行部の責任が明確になり、迅速な意思決定が可能となる。 【リスク】経営委員会と執行部の意思疎通を密にする必要</p>	
<h3>戦略プラン</h3>	<h3>KPI</h3>	<h3>その他</h3>	
<p>今般のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させる。</p>	<p>独立行政法人実績評価の関連項目の評価向上</p>	<p>3月まで継続的に検討し、来年度の年度計画の記載として議決</p>	



管理運用業務の議決事項の検討

検討の考え方

- 経営委員会の議決事項としてGPIF法第5条の3第1項第1号に掲げる「経営委員会が特に必要と認める事項」のうち、管理運用業務に関する事項をあらかじめ明らかにする。
- 検討に当たっては、旧運用委員会の審議事項と報告事項の整理にかかわらず、
本年10月に厚生労働大臣から認可された改正後の中期計画の記載を踏まえ、改めて経営委員会と執行部の関係を包括的に整理する。

中期計画の記載事項の抜粋

第1-2.国民から一層信頼される組織体制の確立

(前略) 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を發揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。(後略)

第1-3.(3)運用手法について

運用手法については、**新たな手法の導入等**に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、**適切にそのリスク管理**を行う。(後略)

第1-3.(4)運用対象の多様化

(前略) 新たな運用対象については、**被保険者の利益に資すること**を前提に、経営委員会において、**年金資金運用の観点から幅広に検討**を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。

第1-4.透明性の向上

(前略) **運用受託機関等の選定等**に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、**その透明性を確保**する。(後略)

具体的な議決事項の検討①

新たな運用手法の導入等

- 中期計画の記載を踏まえると、新たな運用手法の導入に当たって、経営委員会は、
リスク管理の観点から関与することが求められている。



議決事項-案 1

※ 1月予定のデリバティブ・LPSの審議の際に改めて検討

- 新たな運用手法のリスクが、既存の運用手法に比べ高い場合には、そのリスクを適切に管理することができるかをあらかじめ確認し、議決。

- 価格変動リスク、流動性リスク、信用リスクのいずれかのリスクが、同一の資産クラスで既に採用されている運用手法のリスク水準を超える運用手法を導入する場合には、
- そのリスクを適切に管理することができるかを確認

具体的な議決事項の検討②

議決事項-案 2

※ 2～3月予定のプライベートエクイティ等の審議の際に改めて検討

- リスク管理の観点からは、アクティブ運用やオルタナティブ投資を一時に大きく増加させる場合には、リスク水準が急激に上昇するおそれがあることから、あらかじめリスク管理が適切に行われるか確認し、議決。

- ・ 1 アクティブ運用受託機関への新規配分額が運用資産額の一定以上、又は、
　　1 オルタナティブ運用受託機関への新規コミットメント額が運用資産額の一定以上
　　である場合には、
- ・ 運用資産全体、資産クラスごとのリスクの変化を適切に把握し、管理できることを確認

(注) 伝統的資産の運用にはGPIFも十分な経験があり、リスク管理手法も確立していることから、アクティブ運用は相対的に大きな額まで裁量を認めていただく一方、オルタナティブ投資は経験が未だ不十分であることから相対的に小さな額に設定してはどうか。

具体的な議決事項の検討③

運用対象の多様化

- 中期計画の記載を踏まえると、運用対象の多様化に当たっては、**被保険者の利益**に資することを前提に、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会が検討することが求められている。



議決事項-案 3

※ 1月予定の債券運用対象拡大の審議の際に改めて検討

- 運用対象商品を拡大する場合には、被保険者の利益に資することを、経営委員会が検討し、議決。
 - ・ 運用対象商品を拡大する場合には、被保険者の利益に資することを確認

具体的な議決事項の検討④

運用受託機関等の選定

- 中期計画の記載を踏まえると、運用受託機関等の選定については、経営委員会は、**透明性の観点**から関与することが求められている。



議決事項-案 4

- 経営委員会は重要事項を決定し、執行部がその範囲で専門性と裁量を発揮し、経営委員会がその執行の適正性を監視するのが基本的な関係
- 経営委員会が選定ルールを定め、執行部の選定の場に監査委員が陪席するなど適切に監視
(具体的な議決項目は次ページ以降)

具体的な議決事項の検討④

- ① 運用受託機関、資産管理機関又はトランジション・マネジャー（以下「運用受託機関等」という。）の募集は、特別の事情がある場合を除き公募（マネジャー・エントリー制による公募を含む）による。
- ② 運用受託機関等の選定は、運用手数料等の評価を含む総合評価に基づき行う。
- ③ 運用受託機関の総合評価は、投資方針、運用プロセス、組織・人材、内部統制、スチュワードシップ責任に係る取組、事務処理体制、情報セキュリティ対策、情報提供等、運用手数料の合理性の各項目について、定量的な実績を勘案した定性評価を行い、その運用能力を総合的に評価する。
- ④ 資産管理機関の総合評価は、組織・人材、業務体制、内部統制、資産管理システム、グローバルカストディ、情報セキュリティ対策、情報提供等、資産管理手数料の合理性の各項目について、定量的な実績を勘案した定性評価を行い、資産管理能力を総合的に評価する。
- ⑤ トランジション・マネジャーの総合評価は、取引執行能力、組織・人材、内部統制、株主議決権行使の取組、事務処理体制、情報セキュリティ体制、トランジション・マネジメント手数料の合理性の各項目について、定量的な実績を勘案した定性評価を行い、トランジション・マネジメント能力を総合的に評価する。（次ページへ続く）

具体的な議決事項の検討④

- ⑥ 運用受託機関等の選定は、1人以上の監査委員が陪席する投資委員会で決定する。
- ⑦ 運用受託機関等の選定結果は、四半期ごとに経営委員会に報告するとともに、ホームページで公表する。
- ⑧ 既存の運用受託機関等の総合評価は、毎年度少なくとも1回行い、1人以上の監査委員が陪席する投資委員会で決定する。

その他

- 経営委員会は、管理運用業務に関する執行部からの報告について、重要事項と判断するときは、その都度、議決の扱いについて決定する。

議決事項の規定の方法

- 以上で検討した議決事項については、別に文書化することも考えられるが、
中期計画の実施細則としての性格を踏まえ、年度計画へ記載してはどうか。

- これにより、基準の変更には必ず経営委員会の議決が必要となり、また、決定後は、
厚生労働大臣への届出、一般国民への公表という手続きが担保され、G P I F の
ガバナンスの強化や透明性の向上に資すると考える。

(今後のスケジュール)

1～3月に、議決事項-案1から案3を審議していただいた上で、
上記の議決事項をすべて来年度の年度計画に記載することとし、
3月末の経営委員会で一括して議決していただいてはどうか。